

佐賀県職員措置請求監査報告書

第1 請求のあった日

令和4年5月16日

第2 請求人

(略)

第3 措置請求の内容

佐賀県知事に関する措置請求の要旨は次のとおりである。(請求書から抜粋。一部、補正後のものに変更したほかは、ほぼ原文のまま掲載。)

佐賀県は、新型コロナウイルス感染防止政策の、飲食店に「時短要請協力金」を支払う「佐賀県時短要請協力金事業広報委託(新聞折込)」で、その対象が最大でも1万店(件)以下(うち時短協力店のみ)なのに、その申請書等関連書類・資料を20万部印刷、うち19万2千部を新聞(佐賀、朝日、毎日、読売、西日本の5紙)に折り込み、飲食店以外の一般家庭にまで広範囲に配布(第1期の令和3年2月3日から第8期の令和4年3月3日まで、計8回)した。

費用は全額「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」(いわゆる国からのコロナ交付金)という。

不特定多数への周知・呼びかけが必要な事案ならともかく、対象が時短要請に応じた飲食店に限定されているのに、その20倍超を、新聞折込という手法で全県下に配布したのは、経費を無視したあまりにも杜撰なやり方で、予算の無駄、不当な支出としか思えない。

佐賀県知事に対し、8回実施された「佐賀県時短要請協力金事業広報委託(新聞折込)」について、第1期から第8期までの新聞折込料及び新聞折込に用いたチラシの印刷代の全額を返還するよう、また、今回と同じようなことが繰り返されないよう、再発防止に資する措置を求める。

第4 請求の受理

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項所定の要件を具備しているものと認め、令和4年5月16日付けで受理した。

なお、当初提出された請求の要旨では、請求の対象について複数の記載があり請求対象が明確でなかったこと、また、返還を求める金額が抽象的であったことから、5月

18日に請求人に補正通知を発送し、請求人からの5月23日付けの回答書を5月25日に受理した。

第5 監査の実施

1 監査対象事項

請求書及び陳述内容から、令和3年5月22日の第2期から令和4年3月3日の第8期にわたり「佐賀県時短要請協力金事業広報委託（新聞折込）」として「時短要請協力金」の申請書等関連書類を新聞折込により一般家庭にまで配布した行為について、請求人が主張する不当があるかを監査対象とした。

なお、第1期については、後述のとおり住民監査請求として不適法である。

2 監査対象機関

産業労働部産業政策課を監査対象機関とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定により、令和4年6月23日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。なお、新たな証拠の提出はなかった。

4 監査の実施等

監査は、前記機関を対象として、令和4年5月23日に事前調査を実施し、同年6月28日に監査委員による対面での監査を実施した。

第6 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置の必要を認めない。

なお、措置請求の対象のうち、第1期に関する委託料については、その支出の日（令和3年3月11日）からすでに1年以上経過しており、1年を経過して本件請求の対象としたことについて、請求人は法第242条第2項ただし書きに定める正当な理由を示していないことから、住民監査請求として不適法であるため、却下する。

以下、請求人の主張、監査対象機関の説明及び調査結果を踏まえ、その理由について述べる。

1 広報の対象について

(1) 請求人の主張

本件事業の広報の対象は、時短要請に応じた飲食店に限定されている。産業政策課が作成した本件事業に係る「随意契約理由書」にも、「事業者に対し要請内容について速やかに広報しなければならない」などと記載されており、同課も対象が不特定多数ではなく、飲食店に限定されていると認識していた。同課職員は「県民に感染予防呼びかけの目的もあった」と言っているが、8回にわたり新聞折込された「佐賀県時短要請協力金」の申請書等関連書類・資料の中で、県民に対する感染予防の呼びかけに類する記載はない。

(2) 監査対象機関の説明

時短要請に関しては、飲食店のみならず、利用者である県民にも、こういった趣旨、こういった内容で取組んでいるかを幅広く知っていただき、協力していただく目的があり、事業者及び県民への広報を目的として、新聞折込を行った。「随意契約理由書」に、「事業者に対し要請内容について速やかに広報しなければならない」旨の記載があるのは認めるが、委託契約に際しての業務仕様書に、県民に対しての周知を、業務の内容として記載している。

新聞折込をしたチラシは、紙面の関係もあり、そういった趣旨の全てを書き込んでいるものではないが、制度の内容は記載しており、読んだ県民の方には、取組んでいる内容については御理解いただけたと考えている。

(3) 調査結果

請求人が主張するように、当事業の契約事務を開始するにあたっての内部的な決裁文書(契約事務の事前承認伺)に添付された随意契約理由書に、以下の一文があることを確認した。

「事業者に対し要請内容について速やかに広報しなければならないという緊急の必要があるため、(中略)随意契約を行うものである。」

また、監査対象機関の説明にあるように、当事業に係る業務仕様書(委託業者に当事業の具体的な進め方等を指示する契約書の一部を構成する文書)に、以下のとおり記載されていることを確認した。

【業務仕様書抜粋】

1 目的

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、飲食店に対する営業時間の短縮の要請に応じた事業者に対し「佐賀県時短要請協力金」を交付することとしており、このことについて、幅広く広報を行う。

4 業務内容

- (1) 「佐賀県時短要請協力金」の届出手続等を周知するとともに、届出書類等を配付するため、新聞折込み用チラシを210,000部作成すること。
- (2) 佐賀県全域の県民、事業者に「佐賀県時短要請協力金」を周知するため、県内主要5紙(佐賀、西日本、読売、朝日、毎日)の新聞に折込み広告を行うこと。

次に、新聞折込されたチラシの内容について確認した。A3中折の8頁から16頁(期毎に頁数が変動)の印刷物で、内容は、各期を通じて、冒頭に「佐賀県内の飲食店の皆さまへ」とのタイトルがあり、以下、時短要請協力金の対象要件、申請方法、申請様式が列記された構成となっていた。また、請求人が主張するように県民に向けた感染防止の呼びかけに類する記載は認められなかった。

2 事業の手法について

(1) 請求人の主張

佐賀県は、申請書等関連書類・資料を20万部印刷し、うち19万2千部を新聞折込で、一般家庭にまで配付したが、飲食店数は、最大でも1万店(件)以下であり、広報の対象に比して過大である。また、県内世帯の新聞購読率は6割程度であり、新聞折込による周知の効果も限定的である。さらに、市町や商工団体、県のホームページからも申請書等関連書類・資料は入手可能であり、重ねて新聞折込する必要性は薄い。飲食店への周知を図るのであれば、県内の飲食店の多くが加入している食品衛生協会に協力を求めて実施した方が経済的、効果的だったと考える。

また、本事業について産業政策課に電話照会した際に、担当課職員が「無駄は承知」と発言しており、事業を実施する側も新聞折込は無駄と認識する中、計8回も同じ手法で実施されている。

(2) 監査対象機関の説明

時短要請は私権の制限を伴うものでもあり、あらゆる手段を通じて、幅広く県民、事業者に広報していきたい思いがあり、全ての世帯が新聞購読しているわけではないことは承知しているが、新聞折込も一つ的手段として実施した。申請書としての利用だけであれば、他の手段でも入手可能ではあったが、県民、事業者が、知らなかったということが、できるだけないように、新聞折込の他にも、テレビCM、県ホームページでの広報、市町や関係団体を通じての広報なども実施したところである。

「無駄は承知」との発言についてだが、申請者数より折込んだチラシの方が数が多いので、申請書として使われなかった部分があることは理解しており、そういう意味で申しあげたもので、事業自体が無駄だという発言は、一切していない。

(3) 調査結果

本件各期の営業時間短縮要請期間、新聞折込日及び県が同時期に行っていた時短要請協力金に関する新聞折込以外の広報手段について以下のとおり確認した。

期	営業時間短縮要請期間	新聞折込日
第1期	令和3年1月21日～2月7日	令和3年2月3日
第2期	令和3年5月10日～5月23日	令和3年5月22日
第3期	令和3年5月24日～5月31日	令和3年5月29日
第4期	令和3年6月1日～6月5日	令和3年6月5日
第5期	令和3年8月20日～8月31日	令和3年8月31日
第6期	令和3年9月1日～9月12日	令和3年9月10日
第7期	令和4年1月27日～2月20日	令和4年2月10日
第8期	令和4年2月21日～3月6日	令和4年3月3日

県内各商工会・連合会、県内各商工会議所・連合会、中小企業団体中央会による各会員への周知並びに窓口での本件チラシの配布

市町による関係する事業者への周知並びに窓口での本件チラシの配布

飲食業生活衛生同業組合、料理業衛生同業組合による各会員への周知
テレビCM

県ホームページへの掲載

また、申請書については、本件チラシのほか、県のホームページからもダウンロードして入手可能であったことを確認した。

3 監査委員の判断および理由

本件事業の広報にあたり、どのような手法を選択するかは、知事の広い裁量に委ねられているものとする。そうした裁量行為に関しては、裁量権の逸脱又は濫用があった場合に、当該行為は違法となると解され(最高裁平成16年7月13日判決、最高裁平成20年1月18日判決、最高裁平成25年3月28日判決同旨)、また、その行為に裁量権の逸脱・濫用に至らない程度の不合理的行使があった場合に不当となるものと解される。

今回、請求人は、広報の対象が1万人足らずの飲食店に限られており、それに対して20万部近くの申請書等を新聞折込により一般家庭にまで配布したことが過剰であり、経費の無駄遣いであることを主張している。

本件事業の広報の対象については、請求人と監査対象機関との間に争いがあるところだが、当時、県としては、時短要請が私権の制限を伴うものであり、県民、事業者が知らなかったといえるだけではないよう、市町、関係団体を通じての広報はもとより、テレビCMや県ホームページなどあらゆる媒体を駆使して周知を徹底するとい

う方針のもと、その一環として新聞折込を実施していたことが確認された。

仮に対象者が事業者であったとしても、事業者の営業形態は開店や休業、営業時間の変更など変わりうるものであり、広報の対象者の全てを事前に把握することは困難であることが予想され、あまねく周知する方針のもと取組む場合に、新聞折込により広報したことが不合理であったとまでは言えない。

以上のとおり、佐賀県が実施した本件監査対象の佐賀県時短要請協力金事業広報委託（新聞折込）（新聞折込日：令和3年5月22日から令和4年3月3日にかけて、計7回）に係る支出については、法第242条第1項に規定する「不当な公金の支出」には該当しないと判断する。

第7 意見

本件請求に対する監査の結果は前記第6のとおりであるが、佐賀県知事に対し監査委員の意見を次のとおり付す。

今回の事業は、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止を図る喫緊の必要性がある中で、事業者及び県民に、できるだけ漏れなく周知するとの目的のもと実施されたものであり、広報の媒体の一つとして新聞折込を用いられたことに関しては異論はない。

しかしながら、新聞折込が行われた日は、各期ごとにその対象となる営業時間短縮要請期間の終了間近もしくは最終日となっており、県民に制度の趣旨や内容を知ってもらい協力いただくという面では、効果は乏しかった。また、それぞれの新聞折込されたチラシを見ると、冒頭に「佐賀県内の飲食店の皆さまへ」とのタイトルがあり、時短要請協力金の対象要件、申請方法、申請様式が列記されているのみで、一般県民向けのメッセージ等の記載はないことなどから、飲食店向けの広報、申請書の配布だとする請求人の主張も理解できる。

事業の実施に当たっては、適切な時期に意図や目的が対象者に分かりやすく伝わるよう、その手法、手段、表現等を工夫し、より効果が上がるように取り組まれない。